

短期入所療養介護(短期入所)利用料金一覧表 (1割負担の方)

2019年10月1日 現在

《従来型個室適用の方》

標準的な利用料金 (利用者負担第4段階の方)

費 目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期入所療養介護費	851円	900円	966円	1,021円	1,076円
＜食 費＞					
朝食代	500円				
昼食代	600円				
夕食代	600円				
＜食 費 計＞	1,700円				
滞 在 費	1,640円				
おやつ代(希望者)	140円				
＜特別な室料＞					
個室料(A)	3,300円 (税抜 3,000円)				
1日につき					
個室(A)利用の場合	7,631円	7,680円	7,746円	7,801円	7,856円

※ 短期入所療養介護には、夜間職員配置加算・サービス提供加算(Ⅰ)の負担金が含まれます。

※ 食費・滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

加算利用料(保険給付の1割負担分)

費 目	加 算 単 位	内 容 の 説 明
認知症ケア加算	1日につき	81円 認知症専門棟において対応する場合には加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	1日につき	256円 医師又は医師より支持を受けた作業療法士等がリハビリテーションを行なった場合に加算されます。
療養食加算	1回につき	6円 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合。
送迎加算	片道につき	197円
緊急時治療管理	1日につき(1ヶ月に3日を限度)	553円 緊急な医療が必要となり、応急的な治療管理を行なった場合。
緊急短期入所受入加算	入所した日から7日を限度	96円 止むを得ない理由で緊急にサービスが必要となった場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※全ての方が対象	介護職員の資質向上を目的とした加算で、介護報酬額に16/1000を掛けた金額の1割が自己負担となります。 尚、加算(Ⅳ)は自己負担×90%となります。 参考:標準的なサービス費(※従来型個室:介護度3)を基準にした場合、1日14円程度の負担となります。	

※ 上記の金額は1日又は1回当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

短期入所療養介護(短期入所)利用料金一覧表 (1割負担の方)

2019年10月1日 現在

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

費 目	金 額	単 位	内 容 の 説 明
＜教養娯楽費＞			
クラブ活動費 (注1)	実費相当額		書道・華道・茶道・陶芸等の費用で共用で使用するものを除く
理容代 (注2)	3,000円	1回につき	ヘアサロン東京
テレビ使用料 (電気料込み)	300円	1日につき	個室・2人室のみ利用可能 (その他方のご相談下さい)
テレビ使用料 (持ち込み)	200円	1日につき	個室・2人室のみ利用可能 (その他方のご相談下さい)
電気料	200円	1日につき	電気製品を持ち込みで使用する場合
文書料 I	1,100円	(税抜 1,000円) 1通につき	ADL表、施設利用申込書、証明書 等作成
文書料 II	3,300円	(税抜 3,000円) 1通につき	診断書 作成
健康管理費	実費相当額		予防接種等
行事・教養費	実費相当額		行事等で特別に費用がかかる場合の負担金

※ (注1) クラブ活動費については希望し、参加された場合にお支払いいただきます。

(注2) 理容代については業者への申し込みが必要となります。